

WAKWAK 光 クロス 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、「WAKWAK 光 クロス」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲等)

第 1 条 本規程は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス WAKWAK における以下のサービスコース(以下、本サービスといいます)のご利用に係る条件について適用します。契約者は、本規程を誠実に遵守していただきます。

(1) WAKWAK 光 クロス

2. 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

(対象回線)

第 2 条 本サービスの対象回線はフレッツ 光クロスおよびそれに相当する光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス(10G)です。

2. 本サービスの接続は WAKWAK 追加規程別紙 1. IPv6 接続機能を利用した、インターネット接続となります。

3. 第 1 項に定める回線以外には対応しておりません。

(契約者による解約)

第 3 条 契約者が利用契約の解約を希望する場合には、当社が定める方法により書面またはオンラインで届け出ていただくこととします。書面で利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日(必着)までに、当社に届け出ていただくこととします。25 日(必着)までの届出の場合、当該月末に解約となり、26 日以降となった場合には、翌月末の解約となります。オンラインで利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の末日までに、当社に届け出ていただくこととします。この場合、当該末日をもって解約となります。

(当社が行う契約の解約)

第 4 条 NTT 東日本・NTT 西日本提供エリアをまたいで光回線を移転する等で光回線の開通案内に記載されたお客様 ID(CAF/COP 番号)が変更になる、光回線を解約する等、WAKWAK 追加規程別紙 1 第 7 条により当社が IPv6 接続機能を利用停止した場合、本サービスの契約は解約となります。

2. 解約時までの本サービスの利用により発生した全ての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。

(オプションサービス)

第 5 条 WAKWAK で提供する各種オプションサービスのアドレスプラス(固定 IP 接続)は利用できません。

(契約者情報の取り扱い)

第 6 条 契約者は、本サービスの利用を目的として、当社とインターネットマルチフィールド株式会社および NTT 東日本・NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。

(1)本サービスの利用開始手続きの処理状況

(2)本サービスおよび光回線の利用契約の変更にかかる事実

(3)WAKWAK の利用契約内容

(4)契約者からの問合せ内容

(5)お客様 ID、アクセスキー等

(免責事項)

第 7 条 本サービスはベストエフォート型の機能であり、一定の通信速度を保証するものではありません。

本規程は 2024 年 11 月 28 日より実施します。

* 表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税込です。

* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。